

令和6年度 長野県介護支援専門員研修（法定研修）受講の手引き

研修実施機関：（社福）長野県社会福祉協議会

この手引きには、研修の申込みから研修の修了までの手続きについて記載しています。
研修別の詳細な内容は別に要項が用意されています。この手引きと合わせて確認してください。
特に、研修の修了に向けての注意事項も記載しています。受講希望者の方は必ず目を通してください。

研修実施機関

令和6年度(2024年度)現在、長野県では県の指定を受けて社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下、県社協）が介護支援専門員に係る全ての法定研修を実施します。

受講対象者

長野県における介護支援専門員研修（法定研修）の受講対象となるのは、**原則として介護支援専門員の登録が長野県の方です**。登録地が他県の方は、所定の手続きが必要となります。長野県健康福祉部介護支援課にお問合せください。（長野県健康福祉部介護支援課：電話 026-235-7121）

2024年度（令和6年度）における更新研修受講対象者

令和6年度における更新研修の受講対象となるのは以下の方です。

介護支援専門員証の有効期間満了日を**令和6年10月1日～令和7年9月30日**に迎える方

※主任介護支援専門員更新研修の受講対象期間は、別紙「主任介護支援専門員更新研修募集要項」に記載の受講対象者早見表をご確認ください。

介護支援専門員としての実務従事者の考え方について

実務に従事している（又は従事していた）とは、下記の対象施設で介護支援専門員（又は計画作成担当者）としての業務を行っている（又は行っていた）もしくは居宅介護支援事業所の管理者となっている（又はなっていた）ことです。

地域包括支援センター（予防プラン作成含）	介護老人福祉施設
居宅介護支援事業所	介護老人保健施設
特定施設入居者生活介護事業所	介護療養型医療施設
小規模多機能型居宅介護事業所	介護予防支援事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護予防特定施設入居者生活介護事業所
認知症対応型共同生活介護事業所	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	介護予防認知症対応型共同生活介護事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	

※前回の資格更新以降、実務の従事経験がない場合は実務未経験者となります。実務未経験者で、更新研修の受講を検討している方は、複数回目の更新であっても、「介護支援専門員更新研修（実務未経験者）」をお申込みください。

研修日程について

研修日程表、各研修の募集要項のとおりです。

受講方法等

オンラインによる講義動画の受講（個人学習での課題の実施含む）と集合研修を組み合わせて実施します。集合研修については各研修日程表に記載の期間で実施する予定としていますが、状況により変更になる可能性があります。最終決定は研修実施の2週間前までに、会場及び日程を受講決定通知に記載してお知らせします。研修会場は主に松本市での開催を想定しています。

なお、再研修を受講する方については、有効期間満了日や業務開始時期等を踏まえ事務局にて会場・日程を決定します。

- ※1 オンラインによる講義動画の受講（以下、オンライン研修）では提出課題を設けます。課題の提出締切日を守らないと受講が無効になり、資格証の更新できないことがあります。
- ※2 オンライン研修にかかるインターネット環境等は受講者各自でご用意ください。経費も各自でご負担ください。
- ※3 オンライン研修における各受講者の動画の視聴割合は事務局側で把握しています。
- ※4 同一事業所に所属していて、同一の研修を受ける介護支援専門員がいる場合、複数人で一つのパソコン等でオンライン研修を受講したい場合は、あらかじめ事務局までご相談ください。

研修の申込方法

インターネットの専用フォームからの申込みと、様式の郵送による提出が必要になります。研修により専用フォーム、提出物が異なりますのでご注意ください。詳しくは各研修の要項をご確認ください。

更新研修（実務経験者）初回、更新研修（実務経験者）2回目以降更新、専門研修（専門課程Ⅰ・Ⅱ）

再研修、更新研修（実務未経験者）を受講したい方

→介護支援専門員更新研修・専門研修・再研修の募集要項をご確認下さい。

- ※1 専門研修を受講する場合、インターネット申込のほか、実務に従事した期間を確認するため、「実務経験証明書」を郵送してください。
- ※2 直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

主任介護支援専門員研修を受講したい方

→主任介護支援専門員研修の募集要項をご確認ください。

- ※ 直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

主任介護支援専門員更新研修を受講したい方

→主任介護支援専門員更新研修の募集要項をご確認ください。

- ※ 直近の法定研修を長野県以外で修了した場合は、インターネット申込のほか、修了証書の写しを郵送してください。

介護支援専門員実務研修を受講したい方

→実務研修受講試験合格者へは別に申込方法等を案内しています。

必要書類の様式は、県社協のホームページ、きやりあねっとのホームページに掲載しています。その他必要書類と合わせて郵送してください。

【郵送先】 〒380-0936 長野県長野市中御所岡田98-1
(社福) 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター 宛

【申込及び添付書類の提出期限】

令和6年4月15日(月)【消印有効】

**長野県ではこの期間のみの募集になります。この期間外の募集は行っておりません。
→介護支援専門員の法定研修のうち令和6年度に実施する研修(実務研修除く)**

受講の決定

受講決定者には、受講決定通知を郵送します。また、受講をお断りする場合にもご連絡します。

受講決定者には、受講決定通知の送付後、研修開始までに研修資料及び受講料請求書を送付します。

※ 受講決定通知は、各研修の開始2週間前までに発送します。受講決定通知には集合研修の会場・日程を記載しますので、紛失に注意してください。

修了証書の交付

各研修の全課程を修了した方に修了証書を交付します。

※ 修了証書の交付を受けただけでは資格の登録や更新はされません。必ず介護支援専門員の資格管理担当課である長野県介護支援課へ各申請を行ってください。

修了証書の紛失について

各研修の申込みに必要な修了証書を紛失した場合は、以下の担当課までお問合せください。

- ・平成24年度以降の修了証書…(社福) 長野県社会福祉協議会 ケアマネ研修情報センター (026-226-2000)
- ・それ以前の修了証書…長野県健康福祉部介護支援課 (026-235-7121)

主任介護支援専門員更新研修と専門員証の更新について

「主任介護支援専門員更新研修の修了」により介護支援専門員証の更新ができます。(更新の申請方法については研修時にご案内します)

「主任介護支援専門員研修の修了」は介護支援専門員証の更新要件を満たしません。十分ご注意ください。別に更新研修を受ける必要があります。

研修受講にあたって

オンライン研修、集合研修のいずれも、事務局から修了要件を満たさないと判断された場合は、修了にならず、修了証の発行はできない場合があります。予めご了承ください。具体例は以下のとおりです。

- ・オンライン研修の動画の未視聴(一つの動画を完了まで再生していない場合も含む)
- ・集合研修で講師の許可なく離席する、研修中に携帯電話、スマートフォン等を使用する、事務局から受講態度がふさわしくないと判断される。
- ・課題の未提出、提出期限に間に合わない。

※上記は一例です。

研修受講料

研修の受講料の請求書は、研修資料を郵送する際に同封します。納期限までに指定口座へお振込みください。

※ 納付された受講料等は一切返還できません。また、次年度以降又は他の研修に充当することもできません。

※ 研修を途中で辞退する場合も受講料等は返金できません。十分ご注意ください。

研修名	受講料・資料代
介護支援専門員実務研修	59,400 円
実務経験者【初回更新者】 専門課程Ⅰ及びⅡ受講	52,400 円
実務経験者【初回更新者】 専門課程Ⅱのみ受講	18,340 円
実務経験者【2回目以降更新者】	18,340 円
実務未経験者	41,600 円
専門研修課程Ⅰ	34,060 円
専門研修課程Ⅱ	18,340 円
主任介護支援専門員研修	47,200 円
主任介護支援専門員更新研修	56,400 円
介護支援専門員再研修	41,600 円

令和6年10月1日～令和7年9月30日に介護支援専門員証の有効期間満了を迎える方へ

【初回更新者】

(1) 介護支援専門員としての業務を行うには介護支援専門員証の更新が必要です。

※介護支援専門員証の有効期間が満了しても介護支援専門員の登録は抹消されませんので、実務に就く予定のない方は、すぐに更新をする必要はありません。ただし、有効期間満了後改めて実務に就くには、介護支援専門員再研修受講修了後に介護支援専門員証の交付を受ける必要がありますのでご注意ください。

(2) 介護支援専門員証の更新のためには「介護支援専門員更新研修」又は「介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ」を修了する必要があります。

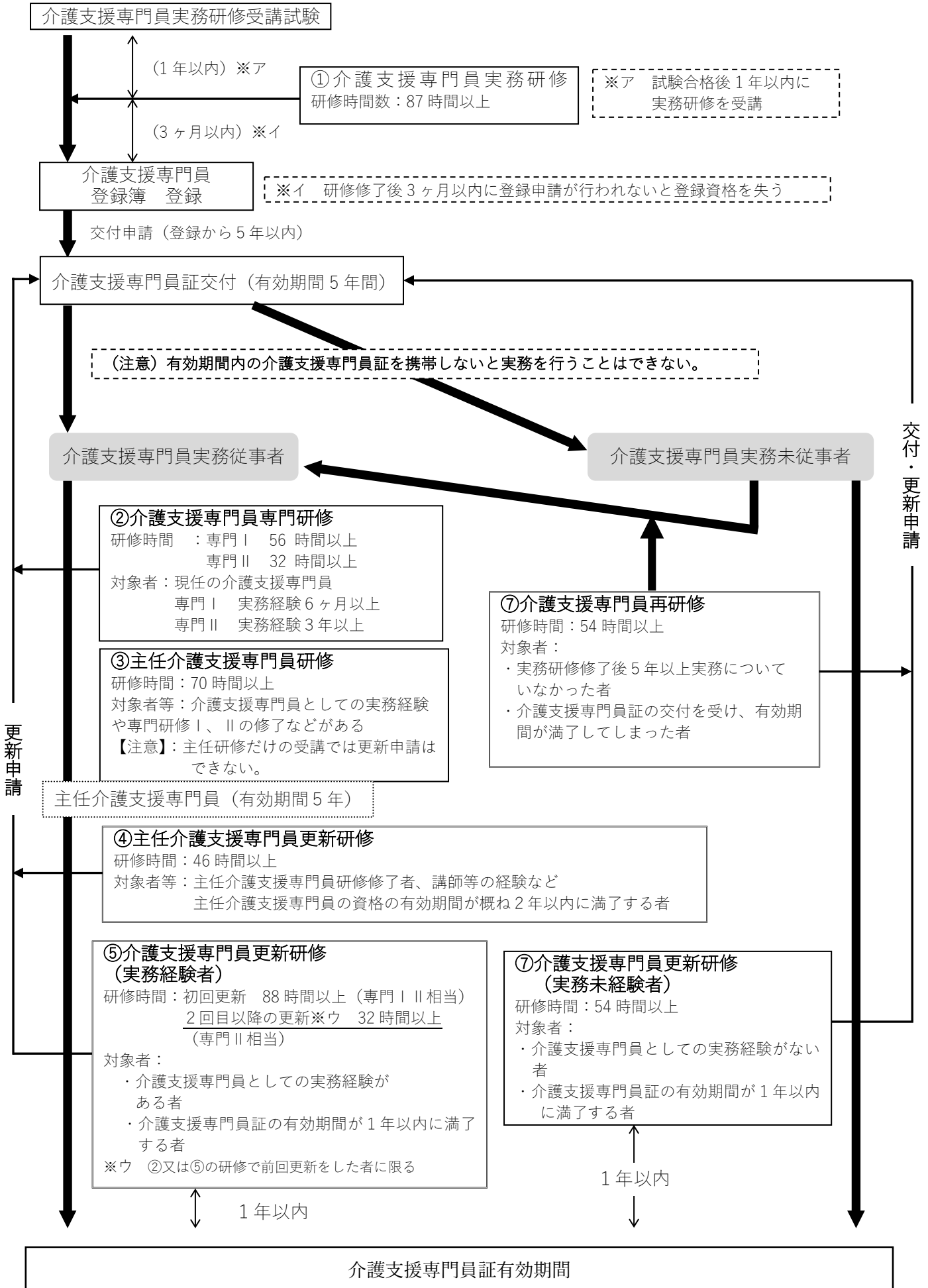
【2回目以降更新者】

2回目以降更新者の方は、前回の更新の際に受講した研修やその後の実務経験の有無等により受講する研修が異なりますので、詳しくはフローチャートにてご確認ください。

※初回更新者の研修の整理

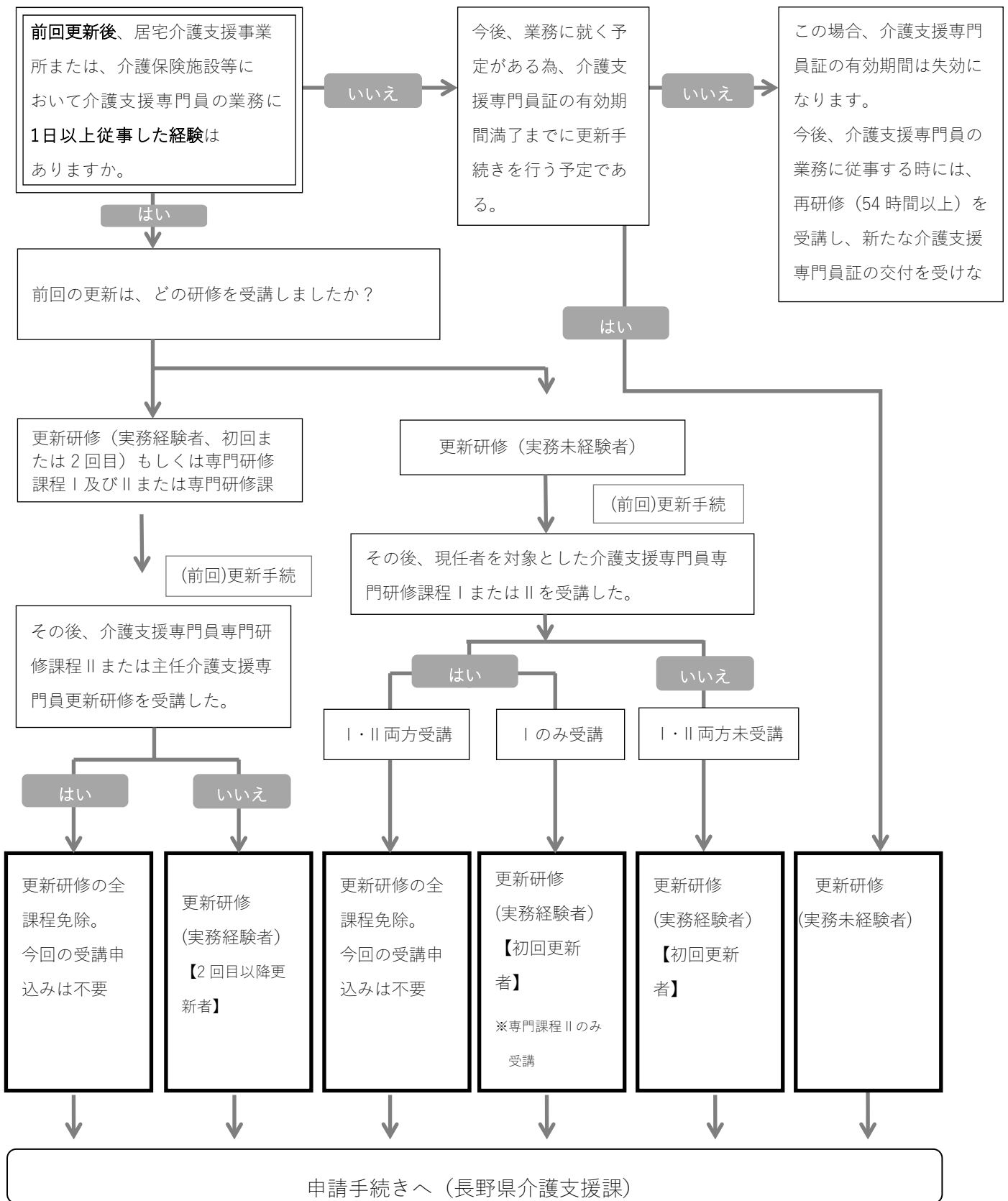
対象となる方	該当となる研修
	<p>現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修(専門研修課程Ⅰ及びⅡ)を修了された方 ⇒更新に必要な研修は修了しています。 ※更新は自動では行われませんので手続きを忘れずに行ってください。</p>
<p>現在、介護支援専門員として従事している方</p>	<p>現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修のうち専門研修課程Ⅰを修了し、専門研修課程Ⅱが未受講の方 ⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】の受講を申込み、専門課程Ⅱを受講してください。</p>
	<p>現に所持している介護支援専門員証の有効期間内に介護支援専門員専門研修を未受講の方 ⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】の受講を申込み、専門課程Ⅰと専門課程Ⅱを両方受講してください。</p>
<p>現在は介護支援専門員として従事していないが、以前に介護支援専門員として従事した経験がある方</p>	<p>⇒介護支援専門員更新研修(実務経験者)【初回更新者】が受講できます。 ※ただし、介護支援専門員としての業務に就く予定の無い方は、すぐに研修を受ける必要はありませんが、研修を修了しないと更新申請はできません。</p>
<p>介護支援専門員として登録後、一度も介護支援専門員として従事した経験がない方</p>	<p>⇒介護支援専門員更新研修(実務未経験者)が受講できます。 ※ただし、介護支援専門員としての業務に就く予定の無い方は、すぐに研修を受ける必要はありませんが、研修を修了しないと更新申請はできません。</p>

介護支援専門員研修体系 2024 年(令和 6年度)



介護支援専門員更新研修フローチャート(2回目以降更新者用)

介護支援専門員証の有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を修了された場合は、本研修の修了をもって介護支援専門員証を更新することができます。その場合、下記更新研修、専門研修の受講は不要です。(ただし、研修修了後決められた期間に更新手続きを長野県へ行う必要があります。)



※前回の更新時に受講した研修を確認の上、お間違えのないようにお申込みください。
 ※各項目の記載内容に不明点がある場合は10ページ以降の「よくある質問」を確認してください。

よくある質問 「介護支援専門員研修の受講にあたって」

Q 1 介護支援専門員証は研修を受ければ自動的に更新されますか？

A 1 自動的に更新はされません。研修修了後、介護支援専門員証の更新手続きを長野県庁へ行う必要があります。

Q 2 有効期間がもうすぐ切れますが、実務に就く予定は今のところありません。何か研修を受講する必要はありますか？

A 2 すぐに研修を受ける必要はありません。介護支援専門員証の有効期間が満了しても介護支援専門員の登録は抹消されませんので、実務に就く予定の無い方はすぐに更新をする必要はありません。

ただし、有効期間が満了した後、改めて介護支援専門員として実務に就く場合は、事前に再研修を受講し、介護支援専門員証の交付手続きを長野県庁へ行う必要があります。

Q 3 介護支援専門員証を県に返納してしまって(紛失してしまって)再研修の申込記入欄の登録番号及び有効期間満了日がわかりません。

A 3 介護支援専門員証の登録番号及び有効期間満了日は、長野県介護支援課へお問合せのうえご記入ください。介護支援専門員証は有効期間の5年を過ぎたら長野県に返納になります。

Q 4 介護支援専門員としての実務経験がありますが、経験が浅いので、実務未経験者の研修を受講したいのですがいいのでしょうか？

A 4 現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に、1日でも実務経験がある場合は実務経験者の更新研修を受講してください。更新研修(実務未経験者)の受講対象者は現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内での実務経験がゼロの場合に限られます。

なお、現在の介護支援専門員証に更新後に実務経験がない場合は、更新前の実務経験の有無を問わず更新研修(実務未経験者)を受講してください。

Q 5 介護支援専門員の資格(有効期間中)を持っていますが、地域包括支援センターで保健師として働いています。「更新研修(実務経験者)」の実務経験者として受講対象となりますか？

A 5 受講対象です。地域包括支援センターで保健師・社会福祉士として従事されている場合は、介護支援専門員実務従事者と同等とみなされ、更新研修(実務経験者)の受講対象です。

※主任介護支援専門員研修の受講要件の通算期間にも算定されます。

Q 6 認定調査員を担当していたが、実務に従事していたことになりますか？

A 6 該当しません。介護支援専門員の業務を行っているとはいえません。ご注意ください。

Q 7 各研修の受講対象者の「実務期間」はどのように換算すればいいですか？

A 7 研修開始日の前日までで換算してください。受講申込の時点で実務期間を満たしていなくても、研修開始日の前日までに満たしていれば該当の研修を受講できます。

Q 8 実務経験の通算期間に、育児休業等の期間を含めていいでしょうか？

A 8 含めることはできません。実際に実務に従事していた期間で換算してください。

Q 9 長野県以外で登録している介護支援専門員でも、長野県で更新研修は受講できますか？

A 9 原則は、登録した都道府県で受講する必要があります。ですが、必要な手続きと申請が受理された後、受講可能となります。長野県に受講地変更届もしくは移転登録申請書を提出する必要がありますので、登録がある県と長野県両方にまずはご連絡ください。